④　面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと
土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこと。
⑤　農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第八条第二項第一号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

(3)　市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
①　市街化調整区域における土地利用の調整に関する基本的な考え方
重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に当たっては、市街化区域（非線引き都市計画区域にあっては用途地域）内において現に宅地化された土地の活用を優先するものとする。
ただし、市街化区域において適切な土地がないと認められ、かつ、地形・環境等の自然条件、雇用、交通、土地利用、産業等の社会経済条件を総合的に勘案し、やむを得ないと認められる場合には、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を含む。）及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれることを前提に、市街化調整区域において重点促進区域及び土地利用調整区域を設定することを妨げないものとする。
この場合、重点促進区域及び土地利用調整区域の設定に伴い、市街化調整区域において大規模な公共施設整備を要することのないよう留意するとともに、地域経済牽引事業と関係のない施設や商業施設等の集客性のある施設、住宅等の市街化を促進する施設の新たな立地を誘発しないことが求められる。
②　市街化調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設
(1)及び①を踏まえ、市街化調整区域に設定される重点促進区域及び土地利用調整区域における地域経済牽引事業の用に供する施設としては、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当であって、地域経済牽引事業の効果を発揮する上で次のような立地を得られることが特に必要であると認められる以下のものが考えられる。
(i)　流通の結節点
高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場並びに生体材料の研究施設及び工場
(ii)　原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍
医薬品又は食品の原料又は材料として使用される農林水産物等の生産地等及び現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設及び工場
(4)　自然環境の保全、その他
環境保全上重要な地域においては自然環境の保全が特に必要であることから、促進区域には、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する生息地等保護区を含まないものとする。重点促進区域には、この他、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に規定する国立、国定公園区域及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に規定する鳥獣保護区を含まないものとする。また、重点促進区域に環境保全上重要な地域（重点促進区域から除くべき地域を除く。）が含まれる場合、地域経済牽引事業の実施により自然環境へ重大な影響がないように十分な配慮をするものとする。促進区域に国立、国定公園区域を含む場合には、基本計画及び地域経済牽引事業計画と自然公園法第二条第五号に規定する公園計画等との整合を取るなど、促進区域に環境保全上重要な地域（促進区域から除くべき地域を除く。）が含まれる場合にも、地域経済牽引事業の実施による自然環境の保全に十分な配慮をするものとする。また、国立、国定公園を含む基本計画を作成する場合又は地域経済牽引事業計画を承認する場合には、国立公園においては地方環境事務所、国定公園においては都道府県の自然環境部局と調整を図るものとする。なお、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例の目的や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。
また、緑地の確保、大気汚染防止対策、廃水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策、悪臭対策、廃棄物・リサイクル対策、省エネルギー対策、地球温暖化対策など、事業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、更に住民の理解を得るための取組について記載するものとする。
さらに、防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備など、犯罪及び事故の防止、地域の安全と平穏並びに交通の安全等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて記載するものとする。
その他地域経済牽引事業の促進に関する事項

ト　(1)　ＰＤＣＡサイクルの強化
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の執行においては、基本計画や事業計画の成果について定期的なフォローアップを行い、必要な執行改善を行うという適切なＰＤＣＡサイクルの確立ができなかったという課題があった。
法の執行に当たっては、その実施状況について適切なＫＰＩを設定した上でＰＤＣＡサイクルを確立し、法の執行改善、定期的な評価、見直し等を行うことにより、より適切かつ効率の良い地域経済政策へとつなげていくことが重要である。
このため、国と地方公共団体は法の執行に当たって基本計画及び地域経済牽引事業の進捗状況についてのＰＤＣＡを取りまとめるものとする。具体的には、国は基本計画への同意の際に、地方公共団体による目標設定の方法、地域経済に与える影響、基本計画の経済的効果と地域経済牽引事業の要件との関係性等についての説明を求めるとともに、毎年度、地方公共団体における基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめるものとする。また、地方公共団体は、それぞれの地域の実情をよく踏まえた基本計画の作成を行い、毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関する取りまとめを行い、国に報告することが求められる。
(2)　地域中核企業候補二千社の公表と案件発掘
地域経済牽引事業の「担い手」を発掘していくことが重要である。地域の企業の中には、地域経済への影響力が大きく、成長性も見込めるなど、地域経済牽引事業の「担い手」となる潜在的な能力や可能性は高い企業があるものの、自らがそのことに気づいていない場合や地方公共団体や周辺企業等から十分に認識されていない場合もある。国は、ＲＥＳＡＳの企業データベースの活用や、関係省庁による案件発掘等により得られた情報等を活用し、地域の中核的な企業の候補として約二千社程度を抽出して公表し、企業の挑戦と地方公共団体による基本計画作成を促進していくものとする。地方公共団体は、この約二千社の情報を参考とするなど、国とも連携して地域の案件発掘を行うものとする。